

●ふるさと東彼杵応援寄附のご案内



「お江戸の頃から、
ちよつと一服。
歴史と文化の交差点、
東彼杵」

東彼杵町 ふるさと応援!

東彼杵の自然・文化・歴史・伝統・産業を守るため、東彼杵町はがんばっています!

がんばる東彼杵を応援してください!

「東彼杵町ふるさと応援寄附金」とは?

「東彼杵町ふるさと応援寄附金」とは、ふるさと東彼杵町を応援したいという想いを「寄附金」というかたちにする制度です。寄附金の使い道は皆様に決めていただくことで、離れていてもまちづくりに参加していただけます!

寄附をすると税制上の優遇があります!

町への寄附金は、2,000円を超える部分について一定の限度額まで、所得税の軽減と個人住民税の控除が受けられます。(控除を受けるには確定申告が必要です)

所得税については、「(その年に寄附した金額の合計額-2,000円)×所得税率」が、所得金額から控除されます。(一定の限度額があります)

住民税についても、以下の式の合計額が、翌年度の個人住民税額から控除されます。(一定の限度額があります)

①(年間寄附額-2,000円)×10%

②(年間寄附額-2,000円)×(90%-所得税の税率)

控除される額は、所得額や家族構成によって、一人ひとり変わってきます。

特産品をお贈りします!

東彼杵町では、一口5千円以上の寄附を頂いた方に、心ばかりではありますが、本町の特産品をお贈りしています。

特産品は、道の駅「彼杵の荘」に並ぶ季節の品々(いちご、お茶、みかん、くじら、米など)をお送ります。(特産品の指定はできません)

寄附金の使い道が選べます!

「東彼杵町ふるさと応援寄附金」は、寄附金の使い道を指定していただくことにより、離れた地にお住いの皆様にも、まちづくりに参加していただけます。以下の事業のいずれかを指定していただき、ご意向に沿って大切にに使わせていただきます。

- ・「子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業」
- ・「自然環境の保全及び緑化に関する事業」
- ・「教育・文化活動及びスポーツ振興に関する事業」
- ・「地域文化の伝承及び育成に関する事業」
- ・「その他の目的達成のために必要な事業」

寄附するには…

・東彼杵町HPから、所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入し、送付(郵送・FAX・メールなど)する。

・電話、メールで申込む(こちらで申請書を記入するので、申請書に記入すべき内容<氏名・住所・寄附金額など>をお聞きます)



豊かな自然



美しい景観



深い歴史

[寄附に関するお問合せ]

※税の控除に関するお問合せは、お住いの自治体の税務課までお願いします。

[東彼杵町HP] <http://www.sonogi.jp/furusato-nouzei.html>

「東彼杵町役場財政管財課財政係」〒859-3801 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6

■TEL:0957-46-1111 / FAX:0957-46-1152 ■E-mail: zaisei@town.higashisonogi.lg.jp

〇〇市居住A子さんが東彼杵町に寄附をされた場合の流れ…。

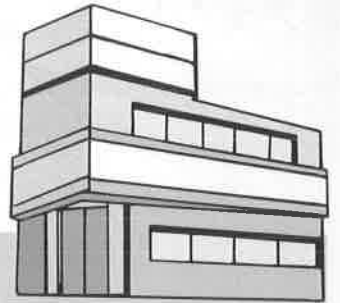


A子さん

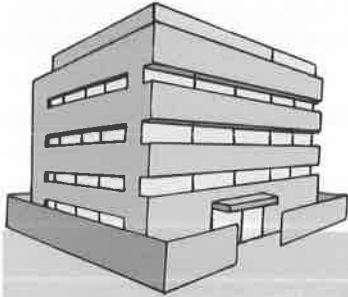


A子さん

東彼杵町に寄附をし、領収書を受け取る。



東彼杵町役場



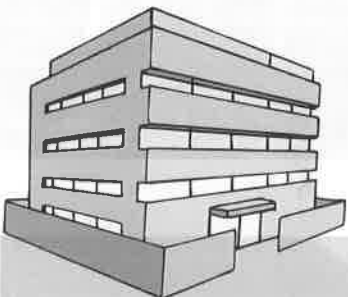
〇〇税務署



A子さん 〇〇市の住所を管轄する税務署に領収書等を添付し確定申告をする。



A子さん



〇〇税務署

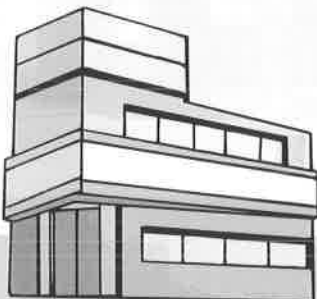


A子さん 〇〇税務署から所得税の還付金を受け取る。



A子さん

※上記の所得税の還付に加え、自動的にお住まいの市区町村の住民税の軽減が受けられます。



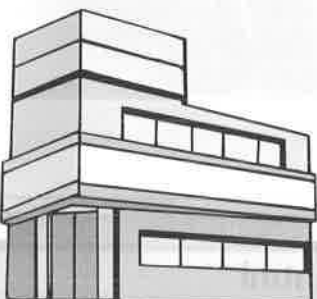
〇〇市役所



A子さん 本来の税額から住民税の寄附金控除分を差し引いた住民税決定通知書を受け取る。



A子さん



〇〇市役所



A子さん 本来の税額から住民税の寄附控除分を差し引いた住民税を納付。



A子さん